



2018年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社 北 洋 銀 行
代 表 者 取締役頭取 安 田 光 春
(コード番号 8524 東証第一部・札証)
問合せ先責任者 執行役員経営企画部長 進藤 智

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当行は、2018年5月10日開催の取締役会において、当行の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。以下同じ。）の報酬制度の見直しを行い、「株式報酬型ストックオプション」制度の廃止および新しい「業績連動型株式報酬」制度（以下「本制度」という。）の導入を決議いたしました。

これにより、当行は、本制度の導入に関する議案について、2018年6月26日開催予定の第162期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

(1) 当行は、取締役向けの株式報酬制度として、株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、取締役の報酬と、当行の業績および株主価値との連動性をより明確にし、当行の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を新たに導入いたします。
(※)

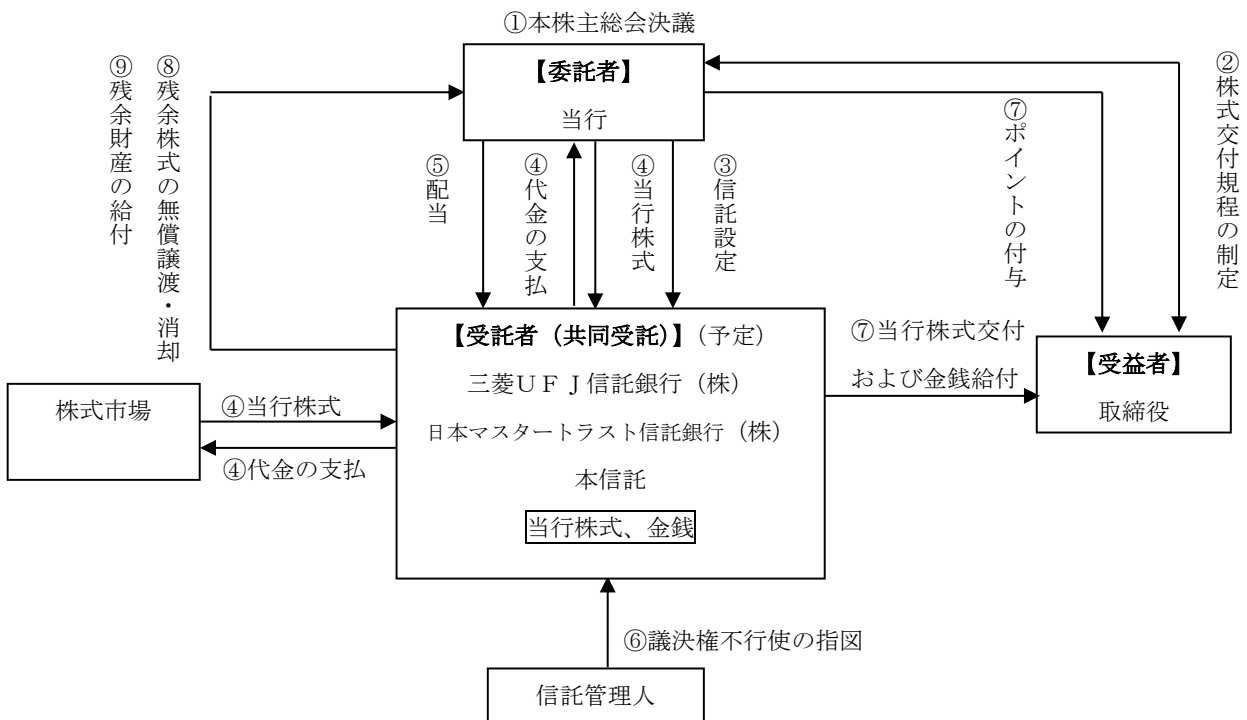
(2) 本制度の導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。

(3) 本制度では、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、役位および業績目標の達成度等に応じて、当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当行株式等」という。）を取締役に交付または給付（以下「交付等」という。）する制度です。

(4) 当行は、本制度の実施のため設定したB I P信託（以下「本信託」という。）の信託期間が満了した場合、新たな本信託を設定し、または信託期間の満了した既存の本信託の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。

(※) 現在の当行の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬型ストックオプション」により構成されておりますが、本株主総会における承認可決を条件として、株式報酬型ストックオプション制度は廃止し、新規に新株予約権の付与は行わないこととします。これにより、取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については「基本報酬」のみによって構成されます。

2. 本制度の概要



- ①当行は、本株主総会において、本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ②当行は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③当行は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で当行の取締役に対する報酬の原資となる金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする本信託を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拋出された金銭を原資として、当行株式を株式市場からの買付または当行の自己株式処分によって取得（当初は、株式市場からの買付により取得）します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当行株式に対しても、他の当行株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当行株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、毎事業年度における役位および業績目標の達成度等に応じて毎年、取締役に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に累積ポイント（下記（5）に定める。以下同じ。）に応じて当行株式等について交付等を行います。
- ⑧業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当行に当該残余株式を無償譲渡し、当行は取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当行に帰属する予定です。信託費用準備金を超過する部分については、当行および取締役と利害関係のない団体に寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役への当行株式等の交付等により信託内に当行株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当行は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当行株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当行株式を追加取得する可能性があります。

(1) 本制度の概要

本制度は、原則として、当行が掲げる中期経営計画の対象となる連続する3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象として（※）、毎事業年度における役位および業績目標の達成度等に応じて、役員報酬として当行株式等の交付等を行う制度となります。ただし、2018年に設定する本信託については、現中期経営計画の残存期間である2019年3月31日で終了する事業年度から2020年3月31日で終了する事業年度までの2事業年度（以下「当初対象期間」という。）を対象とします。

（※）信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合（下記（4）イに定める。以下同じ。）には、延長後の信託期間の開始日の属する事業年度以降の連続する3事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 制度導入手続

当行は、本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限および取締役が付与を受けられることができる1事業年度あたりのポイント（下記（5）に定める。）の総数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の延長を行う場合は、当行は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役は以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任後、累積ポイントの50%に相当する数の当行株式（単元未満株式については切り上げ）については交付を受け、残りの累積ポイントに相当する数の当行株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に取締役であること（対象期間中、新たに取締役になった者を含む。）
- ② 当行の取締役を退任していること（退任には、海外赴任により国外居住者となる場合を含む。以下同じ。）（※）
- ③ 国外居住者でないこと
- ④ 在任中に一定の非違行為があった者でないことまたは会社に許可なく同業他社に就職した者でないこと
- ⑤ 累積ポイントが決定されていること
- ⑥ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

（※）信託契約の変更および追加信託を行わずに信託期間が満了した時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任しているために、下記（4）ウに基づき信託期間の延長が行われた場合において、延長期間の満了時においても本制度の対象者が取締役として在任しているときには、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役の在任中に当行株式等の交付等が行われることとなります。

（※）信託期間中に取締役が死亡した場合、その時点の累積ポイントに応じた当行株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を、死亡後速やかに当該取締役の相続人が受けるものとします。信託期間中に取締役が海外赴任により国外居住者となった場合は、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当行株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役が受けるものとします。

(4) 信託期間

ア 当初の信託期間

2018年8月8日(予定)から2020年8月31日(予定)までの約2年間とします。

イ 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、さらに本信託の信託期間を3年間延長し、当行は延長された信託期間ごとに、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を実施します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当行株式(取締役が付与されたポイントに相当する当行株式で交付等が未了のものを除く。)および金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

なお、この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

ウ 本信託終了の取り扱い(追加拠出を伴わない信託期間の延長)

信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、当該取締役が退任し、当行株式等の交付等が完了するまで、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(5) 取締役が交付等が行われる当行株式等の数の算定方法

信託期間中の毎年一定の時期に、取締役に対して、当行が別途定める株式交付規程に基づき、以下のポイント算定式をもとに算出される、取締役の役位に応じた「固定ポイント」と毎事業年度における業績目標の達成度に応じた「業績連動ポイント」が付与されます。

取締役の退任時には、ポイントの累積値(以下「累積ポイント」という。)に応じて当行株式等の交付等が行われます。

(固定ポイント)

固定ポイントの株式報酬基準額^{※1}÷平均取得単価^{※2}

(業績連動ポイント)

業績連動ポイントの株式報酬基準額^{※1}÷平均取得単価^{※2}×業績連動係数^{※3}

※1 「固定ポイントの株式報酬基準額」および「業績連動ポイントの株式報酬基準額」は、役位や基本報酬、全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合、業績連動割合等を考慮して決定します。

※2 本信託による当行株式の平均取得単価。信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を延長した場合には、延長後に本信託が取得した当行株式の平均取得単価となります。

※3 業績連動係数は、業績目標(親会社株主に帰属する当期純利益等)の達成度に応じて変動します。

なお、1ポイントは当行株式1株とします。ただし、信託期間中に当行株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当行株式数の調整がなされます。

(6) 本信託に拠出する信託金の上限および付与ポイントの上限

当初対象期間に本信託に拠出する信託金の上限金額は200百万円^{※1}とします。なお、上記(4)イによる本信託の継続を行う場合は、対象期間(3事業年度)毎に本信託に拠出する信託金の上限金額は300百万円とします。

※1 信託金の上限金額は、現在の取締役の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は600,000^{※2※3}ポイントとします。当初対象期間において本信託が取得する株式数(以下、「取得株式数」という。)は、かかる1事業年度あたりのポイントの総数の上限に信託期間の年数である2を乗じた数に相当する株式数(1,200,000株)^{※3}が上限となります。なお、上記(4)イによる本信託の継続を行う場合は、対象期間(3事業年度)における取得株式数は、かかる1事業年度あたりのポイントの総数の上限に信託期間の年数である3を乗じた数に相当する株式数(1,800,000株)^{※3}が上限となります。

※2 1事業年度あたりに取締役に對して付与されるポイントの総数の上限は、上記の信託金の上限金額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定されています。

※3 上記(5)最終段落の調整がなされた場合、その調整に応じて、取得株式数の上限も調整されます。

(7) 本信託による当行株式の取得方法

本信託による当行株式の取得は、上記(6)の信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、株式市場からの買付または当行の自己株式処分(当初対象期間は、株式市場からの買付)によって行う予定です。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が取締役に對して定められる累積ポイントに對した株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、上記(6)の信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当行株式を追加取得することがあります。

(8) 取締役に對する株式等の交付等の方法および時期

上記(3)の受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後、退任した時点における累積ポイントの50%に相当する数の当行株式(単元未満株式については切り上げ)の交付を本信託から受け、残りの累積ポイントに相当する数の当行株式については本信託内で換価処分した上で換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。

信託期間中に取締役が死亡した場合、その時点の累積ポイントに對した当行株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。信託期間中に、取締役が海外赴任により国外居住者となった場合、その時点で付与されている累積ポイントに對した当行株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役が受けるものとします。

(9) 本信託内の当行株式の議決権行使

本信託内にある当行株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当行株式に係る配当の取扱い

本信託内の当行株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。なお、信託報酬および信託費用に充てられた後、本信託の終了時に残余が生じる場合には、信託費用準備金を超過する部分については当行および取締役と利害関係のない団体への寄

附を行う予定です。なお、本信託を継続する場合には、当該残余資金は株式取得資金として活用されます。

(11) 本信託の終了時の取扱い

業績目標の未達成等により、本信託の終了時（上記（４）ウの信託期間の延長が行われた場合には延長期間の終了時）に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当行に当該残余株式の無償譲渡を行い、当行はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

（ご参考）

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	取締役に対するインセンティブの付与
③委託者	当行
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社（予定） （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））
⑤受益者	取締役を退任した者のうち受益者要件を満たす者
⑥信託管理人	専門実務家であって当行と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	2018年8月8日（予定）
⑧信託の期間	2018年8月8日（予定）～2020年8月31日（予定）
⑨制度開始日	2018年8月8日（予定）
⑩議決権行使	行使しないものとします。
⑪取得株式の種類	当行普通株式
⑫信託金の上限額	200百万円（予定）（信託報酬および信託費用を含む。）
⑬株式の取得時期	2018年8月9日（予定）～2018年8月22日（予定）
⑭株式の取得方法	株式市場からの買付（ただし、延長した場合は株式市場からの買付または当行の自己株式処分によって取得）
⑮帰属権利者	当行
⑯残余財産	帰属権利者である当行が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

①信託関連事務	三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。
②株式関連事務	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当行株式の交付事務を行う予定です。

以 上